

宅地造成申請手数料 (手数料は大分県証紙による)

(平成18年9月30日改正)

1. 宅地造成工事許可申請手数料	
切土又は盛土をする土地(宅地造成区域)の面積	手数料の額
500平方メートル以内のもの	12,000 円
500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	21,000 円
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	31,000 円
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの	47,000 円
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	67,000 円
10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの	110,000 円
20,000平方メートルを超え、 40,000平方メートル以内のもの	170,000 円
40,000平方メートルを超え、 70,000平方メートル以内のもの	250,000 円
70,000平方メートルを超え、 100,000平方メートル以内のもの	340,000 円
100,000平方メートルを超えるもの	420,000 円
2. 宅地造成工事変更許可申請手数料	
	手数料の額
(1) 既に許可を受けた宅地造成区域に変更なく、設計の変更を行うとき	前号規定額 × 1 / 10
(2) 宅地造成区域の増を伴い、かつ、設計の変更を行うとき ((3) の場合を除く)	(変更前の宅地造成区域面積に応じる前号規定額 × 1 / 10) + (増面積に応じる前号規定額)
(3) 宅地造成区域の増に伴い、設計の変更があるが、変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき	増面積に応じる前号規定額
(4) 宅地造成区域の縮小に伴い、設計の変更を行うとき	縮小後の宅地造成区域面積に応じる前号規定額 × 1 / 10
(5) その他の変更	10,000 円
	上記により算定した額が42万円を超えるときは42万円とする。

優良宅地認定申請手数料(手数料は現金による)

区分	金額
ア 0.1ヘクタール未満のとき	1件につき 86,000円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき 130,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき 190,000円
エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき 260,000円
オ 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満のとき	1件につき 390,000円
カ 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満のとき	1件につき 510,000円
キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき 660,000円
ク 10ヘクタール以上のとき	1件につき 870,000円

別府市手数料条例による